

小国町技能労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

小国町長 仁科 洋一

小国町規則第 9 号

小国町技能労務職員就業規則の一部を改正する規則

小国町技能労務職員就業規則（昭和44年小国町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「出勤」の次に「及び退勤」を加え、同条第1項を次のように改める。

職員は、出勤したとき及び退勤するときは、庶務事務システム（職員の服務等の手続を行う電子情報処理システムをいう。以下同じ。）に自ら記録しなければならない。ただし、庶務事務システムを使用できない職員が出勤したときは、直ちに出勤簿に自ら押印するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。